次

号外第8号

令和5年9月6日

発 行 所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目

告 示

○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届

出区域の指定………………1

告示

広島市告示第360号

令和5年9月6日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届 出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができま す。

広島市長 松 井 一 實

1 指定する形質変更時要届出区域 広島市安芸区船越南一丁目の2101番1及び2101番11

条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31

テトラクロロエチレン

の各一部

ふっ素及びその化合物